四年 月 一

令和

○三内丸山遺跡センターの特別の展示の観覧の場合の使用料 ○青森県立郷土館の特別展の観覧の場合の使用料の額及び常 額……… 関 示 次 (行政経営課) 保文教 同 護化育 課財庁 : : :

告

目

出 先 機

○自動車税証紙代金収納取扱人及び証紙代金収納計器の取扱 県東

民青 地

局域

:

:

局域

民南地

県中

教育委員会

○社会教育主事の派遣に関する規則を廃止する規則………… (生涯学習課)

雑 報

(保健衛生課)

:

 $\equiv$ 

示

青森県告示第二百七十三号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定

第百三十九号 次のとおり告示する。

(水曜日) 包括外部監査契約の期間の始期

令和二年四月一日

包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

八戸市長根二丁目七の一 四

包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用

額の算定方法

基本費用の額に執務費用及び実費の額を合算する。

2

支払方法

費用の一部について概算払をする。

青森県告示第二百七十四号

づき、 青森県立郷土館条例 青森県立郷土館の特別展の観覧の場合の使用料の額及び常設展の観覧の場合の (昭和四十八年三月青森県条例第四号) 別表第一号の規定に基

令和一 一年四月一日 特定期間を次のとおり定める。

:

 $\equiv$ 

青森県知事

村

申

吾

特別展の観覧の場合の使用料の

区 個人 生徒及び学生 学校後期課程 高等学校 生 般 分 する場合にあつては、二百円)(特別展の開催の前日までに納付(三百四十円) (特別展の開催の前日までに納付) 五百円 金額 回につき

により令和二年度に係る包括外部監査契約を締結したので、同条第六項の規定により

**令和二年四月一日** 

青森県知事

村

申 吾

の規定に基づき、三内丸山遺跡センターの特別の展示の観覧の場合の使用料の額を次

青森県三内丸山遺跡センター条例(平成三十年三月青森県条例第二号)別表第一号

	物館』」の観覧	別展「蓑虫				
限の る。 ) に	限の十団 るも人体 °の以( )に上二					
般	生徒及び学生 学校後期課程 高等学校 生程					
円) (特別展の開催の前日までに納付 (特別展の開催の前日までに納付 一人につき 四百円	する場合にあつては、百六十円)(特別展の開催の前日までに納付一人につき	する場合にあつては、四百円)				

常設展の観覧の場合の特定期間

令和三年一月四日から同年二月二十八日まで 

青森県告示第二百七十五号

のとおり定める。 令和二年四月一日

青森県知事 三 村 申

吾

列と内特 石大丸別 一湯山展 の環遺「 観状跡三			ル文ママジス の親 覧カ縄				
	個人		るの人団 。 以体 )に上(二 の二 限も十		個人		区
高等学校生徒、中等教育学	般	校後期課程生徒及び学生高等学校生徒、中等教育学	般	校後期課程生徒及び学生高等学校生徒、中等教育学	般	校後期課程生徒及び学生高等学校生徒、中等教育学	分
	八百円	四百円	一人につき六百四十円	一人につき三百二十円	八百円	四百円	金額(一回につき)

覧

るの人団 。 以体 に上 の 限も十

一般

校後期課程生徒及び学生

一人につき三百二十円

人につき六百四十円

## 出 先 機

関

## 東青地域県民局告示第一号

で、同条第二項の規定により次のとおり告示する。 により自動車税証紙代金収納取扱人及び証紙代金収納計器の取扱場所を指定したの 青森県県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)第三十条第一項の規定

**令和二年四月一日** 

東青地域県民局長

金

啓

自動車税証紙代金収納取扱人の住所及び名称

青森市奥野一丁目一二の三

2 名称

一般社団法人青森県自動車会議所

証紙代金収納計器の取扱場所 青森市大字浜田字豊田一三九の二一

青森県交通会館内

青森市大字浜田字豊田一二九の一三

青森県軽自動車会館内

八戸市桔梗野工業団地二丁目一二の六六 八戸自動車会館内

八戸市北インター工業団地一丁目九の一 八戸軽自動車会館内

## 土地改良区の役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、 弘

規定により公告する。 前北部土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十八項の

令和二年四月一日

中南地域県民局長 神

登 喜

彦

区役 員 別の 監 事 駒井 氏 進 名 弘前市大字糠坪字矢作五八の一 住 所 令和 = · = · = · = 10 退任の年月日

### 教 育 委 員

社会教育主事の派遣に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

青 森県教 育委員 会

## 青森県教育委員会規則第四号

# 社会教育主事の派遣に関する規則を廃止する規則

号)は、廃止する。 社会教育主事の派遣に関する規則(昭和四十九年三月青森県教育委員会規則第四

この規則は、 令和二年四月一日から施行する。

報

雑

# 令和2年度調理師試験の実施について

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第2項の規定により青森県知事から

委任された調理師試験について、次のとおり実施する。

令和2年4月1日

公益社団法人調理技術技能センター 

久饺

試験の日時及び場所

甲桿

令和2年10月10日(土曜日)午後1時30分から午後3時30分まで

再試験日時

2

令和2年12月12日(土曜日)午後1時30分から午後3時30分まで(災害等によ

り(1)の日程で試験が実施できなかった場合に(2)の日程で再試験を実施

試験会場

3

青森県観光物産館アスパム(青森市安方一丁目1番40号)

受験申請書の配布期間及び配布場所

0

 $\widehat{\Xi}$ 配布期間

令和2年5月11日(月曜日)から6月5日(金曜日)まで

2 配布場所

青森県健康福祉部保健衛生課

健所及び八戸市保健所は含みません。) 県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室 (県内各保健所。ただし、青森市保

公益社団法人調理技術技能センター

受験申請書の受付日時及び場所

ယ

(1) 一般郵送受付

令和2年5月11日(月曜日)から6月5日(金曜日)まで(同日消印有効) 東京都中央区日本橋堀留町2丁目8番5号 JACCビル5階

公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当あて

2 団体窓口受付(5名以上で、電話連絡が必要) 令和2年5月11日(月曜日)から6月5日(金曜日)までの平日の午前9時か

公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当

 $\widehat{\mathfrak{S}}$ 受験申請用書類の郵送対応(青森県外などの遠隔地にお住まいの方)

令和2年5月11日(月曜日)から5月29日(金曜日)到着分まで

受験資格

請求先は一般郵送受付と同じ住所

- (1) 外爾
- 資格を有する者 (中学校卒業以上の者) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条の規定に基づき、高等学校の入学
- は厚生労働大臣が同等と認める者 旧制国民学校高等科を修了した者及び旧制中学校2年の課程を終わった者又
- 受験手数料

かつ1日6時間以上)に従事した者

調理師法施行規則第4条に定める施設で、2年以上調理業務(原則週4日以上

6,100円

ŋ

2

- 合格発表の日時等
- (1) 日時

令和2年11月30日(月曜日)

揭示場所

2

内各保健所。ただし、青森市保健所及び八戸市保健所は含みません。) 青森県庁東側掲示板及び県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室掲示板(県 公益社団法人調理技術技能センター掲示板

http://www.chouri-ggc.or.jp/

公益社団法人調理技術技能センターホームページアドレス

3

キームページ

問い合わせ先

青森県健康福祉部保健衛生課

2

電話 017 (734) 9213

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行

定価

小口一枚ニ付十五円

公益社団法人調理技術技能センター 電話 03 (3667) 1815 調理師試験担当

 $\widehat{\mathbf{L}}$